

日本バプテスト連盟全国壮年会連合 規 約

1978年5月4日 第1回総会制定

2021年8月20日 第56回総会改定

(名称)

第1条 本会は、「日本バプテスト連盟全国壮年会連合」と称する。

2. 前項の名称は、「全国壮年会」と略称することができる。

(事務所)

第2条 本会の事務所はさいたま市南区南浦和 1-2-4 日本バプテスト連盟事務所内に置く。

(構成単位)

第3条 本会は、日本バプテスト連盟（以下、「連盟」と略称する。）に加盟する教会及び伝道所（以下、「教会」と略称する。）の壮年会、兄弟会またはこれに類する集まり、個人（以下、「壮年会等」と略称する。）をもって構成単位とする。

(目的)

第4条 本会は、各教会の壮年会等が相互の啓発をはかり、交流親睦を深めると共に伝道活動を積極的に協力しあうことを目的とする。

(活動及び事業)

第5条 本会は、第4条の目的達成のため次の活動及び事業を行う。

- (1) 伝道者養成に関わる事業として「日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金制度」（略称「奨学金制度」）に基づく、伝道者養成のための「神学校献金（神学生奨学金献金）」に関する、連盟理事会より委託を受けた事業の運営。
 - (2) 各教会の壮年会等を対象とする全国規模の研修会、修養会、霊交会、大会等の開催。
 - (3) 各教会の壮年会等による全国規模の伝道活動の推進。
 - (4) 各教会の壮年会等及び各地方連合壮年会等の諸活動の情報交換及び相互協力活動の奨励。
 - (5) その他本会の目的に適合した事業。
2. 上記（1）の「奨学金制度」の運営を円滑にするため、神学部奨学金委員会を設ける。その運営に関する規程は別に定める。

(総会)

第6条 本会は、第5条に定める活動及び事業を具体的に計画・実施するため総会を置く。

2. 総会の構成及び運営については別に定める。

(役員)

第7条 本会は、総会で決定した諸活動計画及び事業計画を遂行するため次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記 1名

(5) 会計 1名

(6) 監査 2名

2. 役員は総会において選出するが、第3～5号については会長が委嘱し、総会の承認を受けるものとする。

3. 各役員任期は1期2年とする。但し再任を妨げない。

4. 役員に欠員を生じた時、又は6ヵ月以上事故ある時は役員会においてその代務者を選任する。代務者は、その置くべき事由が止んだときは、その職を退くものとする。

5. 各役員職務分掌は別に定める。

(役員会)

第8条 前条第1項1号～5号の各役員は、協力して次の業務を遂行するため、役員会を組織するものとする。

(1) 本会の活動計画案、事業計画案を策定しそれらに伴う予算案を編成して、これを総会に提案する業務。

(2) 総会で決定した活動計画、事業計画を推進し、予算を執行する業務。

(3) 推進した活動、事業と予算執行結果(決算)を総会に報告する業務。

(4) 総会が役員会に付託したその他の業務。

(5) 役員会が本会の目的遂行のため必要と認めたその他の業務。

2. 役員会は、会長がこれを招集する。

(地方連合との協力)

第9条 本会は、本会の活動を全国的に徹底させるため、各地方連合の壮年会等の組織と協力する。

2. 本会の会長は、前項の協力活動を活発にするため、地方連合壮年会等代表者会議(以下、「代表者会議」と略称する。)を年一度招集する。

3. 代表者会議の構成及び運営については別に定める。

(会費・献金)

第10条 本会の活動及び運営に要する費用は、次の財資によりこれを支弁する。

(1) 各教会の壮年会等よりの会費。

(2) 各教会の壮年会等よりの特別献金。

(3) 本会の活動及び事業に賛同する個人及び団体よりの献金。

(4) その他

(奨学金制度の運営及び事務局経費の支弁)

第11条 奨学金制度の運営に関わる費用は、「神学校献金(神学生奨学金献金)」より前年度実績額の年間10%を限度として充当することができる。

2. 事務局費は、各教会の壮年会等よりの会費を充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

(規約の改正)

第13条 本規約を改正する場合は、総会において3分の2以上の多数決により議決しなければならない。

付則

- 第14条 この規約は、1977年8月19日より発効する。
2. 改正規約は、1989年7月 4日より発効する。
 3. 改正規約は、1993年8月28日より発効する。
 4. 改正規約は、1995年8月25日より発効する。
 5. 改正規則は、1997年8月29日より発効する。
 6. 改正規則は、2000年9月16日より発効する。
 7. 改正規則は、2006年8月26日より発効する。
 8. 改正規則は、2008年8月31日から発効する。
 9. 改正規則は、2013年8月23日から発行する。
 10. 改正規約は、2021年8月20日から発効する。

日本バプテスト連盟全国壮年会連合規約 細則

1978年5月4日 第1回総会制定
2021年8月20日 第56回総会改定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、日本バプテスト連盟全国壮年会連合規約(以下、「規約」と略称する。)において、別に定めることと規定した事項について定めることを目的とする。

(細則にない事項)

第2条 この細則に定めていない事項で、日本バプテスト連盟全国壮年会連合(以下「全国壮年会」と略称する。)の運営に必要な事項は、規約第8条に定める役員会(以下、「役員会」と略称する。)の決定によるものとする。

2. 前項の役員会の決定について疑義が生じた場合は、総会において裁定するものとする。

第2章 事 業

(事業)

第3条 規約第5条第1項に定める「伝道者養成のための神学校献金(神学生奨学金献金)に関する、連盟理事会より委託を受けた事業」とは、神学校献金(神学生奨学金献金)を推進し、西南学院大学神学部学生奨学金支援のための「奨学金制度」の運営及び東京バプテスト神学校・九州バプテスト神学校奨学金制度のための奨学金送金業務と受給者名簿管理を行うものとする。

2. 神学校献金(神学生奨学金献金)の目標額の設定は、地方連合壮年会等代表者会議の議を経て、総会において決定する。

3. 各地方連合壮年会の会長並びに神学校献金推進委員は、神学校献金(神学生奨学金献金)を推進のために課題を共有し協力する。

第3章 総会の構成

(代議員数)

第4条 規約第3条に定める各教会壮年会等は、規約第6条に定める総会に対し、それぞれ3名までの教会員を代議員として派遣することができる。

(傍聴者)

第5条 各教会の壮年会等の会員は、代議員でない場合でも、総会に出席し、傍聴することができる。

2. 前項の傍聴者は、総会において発言することができる。但し、表決権はない。

(総会の開催)

第6条 総会は、これを定期総会と臨時総会に分ける。

2. 定期総会は、年1回開催しなければならない。

3. 役員会は、総会の期日及び開催地を決定し、それを少なくとも期日の60日前に各教会壮年会等に通知しなければならない。ただし自然災害や感染症等、止むを得ない事情があると判断した場合、総会の議事、審議、採決を書面またはWebによって行うことができる。

(代議員の登録)

第7条 前条の通知を受けた各教会壮年会等は代議員として派遣しようとする教会員の氏名を期日の30日前までに通知し、登録をしなければならない。

(総会の成立)

第8条 総会は、出席代議員をもって成立する。

2. 総会の定足数については、特にこれを定めない。

(議案の発議)

第9条 各教会壮年会等及び役員会は、総会に議案を提出することができる。

日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金制度に関する規程
(略称：全国壮年会奨学金規程)

2000年9月16日 第35回総会制定
2011年8月25日 第46回総会改定
2016年8月20日 第51回総会改定
2019年8月22日 第54回総会改定

第1章 総則

(制定の根拠)

第1条 この規程は、日本バプテスト連盟全国壮年会連合規約第5条第2項に基づいて制定する。
(制度の目的)

第2条 この奨学金制度（以下「制度」という。）は、将来、日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）加盟の教会、その他連盟に関係ある諸機関において、専ら伝道奉仕することを志望している西南学院大学神学部、神学専攻科及び大学院（以下「神学部」という。）の学生（以下「神学生」という。）に奨学金を給付及び貸与（以下「給貸与」という。）し、その勉学を奨励・援助することを目的とする。

2 神学部聴講生が第7条に定める奨学金申請を希望する場合は、第5条に定める奨学金委員会において実情を審査の上、申請を承認することができる。

(運営と管理)

第3条 この制度は日本バプテスト連盟全国壮年会連合（以下「全国壮年会」という。）が連盟理事会から委託を受けてこれを運営する。

2 全国壮年会はこの制度の運営に関する年度の業務報告書および決算書を連盟理事会に報告する。
(奨学資金)

第4条 奨学資金は全国壮年会が推進する「神学校献金（神学生奨学金献金）」をもってこれに充てるものとする。

2 全国壮年会はこの制度の目的に賛同する個人または団体の献金を受け入れ、または他の方法をもって奨学資金の充実に努めるものとする。

第2章 委員会

(奨学金委員会)

第5条 全国壮年会は、この制度の運営を円滑にするため、神学部奨学金委員会（以下「奨学金委員会」という。）を設ける。

2 奨学金委員会は、全国壮年会総会で選出された委員長及び委員長が指名し全国壮年会総会で承認された4名の委員、連盟理事会より選出された1名の委員及び神学部専任教員より選出された1名の委員の合計7名をもって構成する。

3 全国壮年会会長は委員会に出席することができる。また、奨学金委員会は日本バプテスト連盟常務理事の出席を要請することができる。

4 委員の任期は2年とし留任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたとき補充選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 奨学金委員会の書記等各担当は、委員の互選により選出する。

6 奨学金委員会は、定例委員会を年3回開催する。また、必要に応じて委員長は奨学金委員会を招集することができる。

(奨学金委員会の所管業務)

第6条 奨学金委員会の所管業務は、次の各号の通りとする。

(1) この制度の運営に関する年度の業務計画案及び予算案を作成し、これを全国壮年会役員会へ提案する業務

(2) この制度の運営に関する年度の業務報告書及び決算書を作成し、これを全国壮年会役員会へ提出する業務

(3) この制度の奨学金に関する給貸与額、返還条件（返還猶予及び返還免除を含む）に関する基本方針を策定し、これを全国壮年会役員会へ提案する業務

(4) 奨学生の募集、選考、給貸与額及び返還条件等の決定に関する業務

全国壮年会奨学金の給付及び貸与額等に関する細則

2021年8月20日 第56回総会制定

(趣旨)

第1条 この細則は、日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金制度に関する規程(2000年9月16日、以下「全国壮年会奨学金規程」という。)第10条第1項第3号に基づき、奨学金の給付及び貸与額等について定めるものとする。

(1種奨学金)

第2条 1種奨学金は、西南学院大学の定める校納金のうち授業料、施設費及び教育充実費の合計額を上限とし、これを無利子で貸与する。

(2種奨学金)

第3条 2種奨学金は、西南学院大学神学寮(以下、「神学寮」という。)に入寮する神学生に対して、次のとおり給付する。

- (1) 神学寮(単身寮)の定めによる寮生納入金相当額(千円未満を切り上げ)を上限とし、これを給付する。
- (2) 配偶者がある者は、月額2万円を給付する。ただし、原則として、神学生、配偶者のいずれもが、神学寮に入寮することを条件とする。
- (3) 高校生以下の子がある者は、一子あたり月額5千円を給付する。ただし、神学生、配偶者のいずれもが、神学寮に入寮することを条件とする。
- (4) 図書援助費として、神学寮への入寮の有無を問わず、年間3万円を給付する。

(学部聴講生の取り扱い)

第4条 学部聴講生(神学部研修生)に対する奨学金は、次の通りとする。

- (1) 1種奨学金は、20単位以上履修する場合に、西南学院大学学部生の授業料を上限として、西南学院大学の定める受講料を無利子で貸与する。
- (2) 2種奨学金は、神学寮に入寮し、32単位以上履修する場合に、第3条第1号に定める奨学金を貸与する。ただし、全国壮年会奨学金規程第15条に定める返還免除適用者は全額免除とし、それ以外の者は貸与額の半額を返還金額とする。
- (3) 第3条第2号、第3号、第4号に定める奨学金は、支給しない。

(特別申請)

第5条 西南学院大学神学寮に特別な理由によって入寮できない神学生が、前条の2種奨学金を希望する場合は、奨学金願書に推薦教会の代表役員との連名による理由書を付して申請しなければならない。

- 2 奨学金委員会は、申請理由書にもとづいて審議を行い、給付の可否について決定しなければならない。
- 3 奨学金委員会は、前項の結果について、速やかに申請した神学生及び推薦教会に通知しなければならない。

(細則の改廃)

第6条 この細則を改廃する場合は、日本バプテスト連盟理事会並びに日本バプテスト連盟全国壮年会連合神学部奨学金委員会の意向を徴した上で、全国壮年会総会において過半数の賛成議決によらなければならない。

付則〔2021年8月20日〕

(施行)

1. この細則は、2016年8月20日から発効し、2017年4月1日から施行する。
2. 2種奨学金は、2017年度奨学金から給付とし、2016年度までの奨学金は、旧規程による貸与とする。
3. この規定6-2は、2021年8月20日から発効する。

○専ら伝道の業に従事する者に関する規程

2006年8月25日 第41回総会改定

2016年8月20日 第51回総会改定

2019年8月22日 第54回総会改定

(趣旨)

第1条 この規程は、日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金制度に関する規程(2000年9月16日)第15条3項に基づき、日本バプテスト連盟加盟の教会(以下、「連盟加盟教会」という。)及び関係諸機関において専ら伝道の業に従事する者について定めるものである。

(定義)

第2条 連盟加盟教会とは「日本バプテスト連盟総会」に加盟申請し、承認された教会及び付属伝道所、いわゆる日本バプテスト連盟(以下、「連盟」という。)発行の教会・伝道所一覧に記載があるものを指す。

(連盟加盟教会に従事する者)

第3条 「連盟加盟教会」において「専ら伝道の業に従事する者」とは以下の者をいう。

- (1) 連盟加盟教会(伝道所を含む)から招聘を受け、牧師、伝道師、主事等の職責を与えられ、それを主要な職務として教会又は伝道所に勤務している者(連盟教役者規程第2条参照)
- (2) その職務が、原則として教会における勤務時間及び給与のいずれにおいても、総勤務時間及び総収入の50%以上であることを条件とする(連盟教役者規程第15条参照)。ただし、特別な事情があり連盟全国壮年会連合神学部奨学金委員会(以下、「奨学金委員会」という。)が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 上記第2号の条件に満たないものの、当該教会総会が将来的に第2号の条件を満たす形で招聘を目指す決意を表明している場合、第2号に準じて扱う。
- (4) 協力牧師及び教会付属幼稚園、保育園等の教諭・職員等は対象外とする。ただし、協力牧師で、第1号及び第2号に該当し、奨学金委員会が認めた場合を除く。

(連盟関係諸機関に従事する者)

第4条 「連盟関係諸機関」において「専ら伝道の業に従事する者」とは以下の者をいう。

- (1) 連盟において国内・国外伝道派遣宣教師に任命された者。
- (2) 連盟事務所で職員として雇用された者
- (3) 連盟宣教研究所で所員として雇用された者。
- (4) 連盟が母体となって設立された法人事業体で勤務する職員のうち、次の者。
 - ア) 学校法人西南学院・・・大学神学部教員、宗教主事(高校、中学等含む)および「聖書科」、「キリスト教学」担当の専任教員。
 - イ) 学校法人西南女学院・・・宗教主任(大学、短大、高校、中学等含む)および「聖書科」、「キリスト教学」担当の専任教員。
 - ウ) 日本バプテスト連盟医療団・・・職員の内、専任伝道者(チャプレン等)としての働きを担う者
 - エ) 天城山荘で勤務する職員のうち、専任伝道者としての働きを担う者
 - オ) 日本バプテスト女性連合で専任職員として雇用された者

(特別認定)

第5条 連盟理事会において、「専ら伝道の業に従事する者」として認められ、奨学金委員会で承認された者は、「専ら伝道の業に従事する者」として取り扱う。

(規則の改廃)

第6条 この規則を改廃する場合は、連盟理事会並びに奨学金委員会の意向を徴した上で、全国壮年会総会において過半数の賛成議決によらなければならない。

付 則

1. この規程は、2006年8月25日より施行する。
2. この規程は、2016年8月20日より施行する。
3. この規程は、2019年8月22日より施行する。